

中村太郎税理士事務所

News letter



早いもので今年も残り少なくなりました。1年をきちんと振り返り、新しい年に臨みたいですね。

掲載内容に関してご不明点等があれば、お気軽に当事務所までお問い合わせください。

contents

- ◆国税庁や税務署をかたる詐欺メールや電話にご注意を
- ◆110万円の贈与なら、どちらがお得？
- ◆連続する勤務や休憩時間に関するよくある質問
- ◆2023年の年末賞与支給状況

国税庁や税務署をかたる 詐欺メールや電話にご注意を

国税庁や税務署をかたる詐欺が巧妙化しています。最近の詐欺手口の傾向と対策をご案内します。

定額減税や給付金の還付で 誘う手口

税務署や市町村役場を装い「定額減税の関係で還付を受けられる」との名目で、銀行口座や暗証番号等を尋ねたり、ATMからの送金を促したりする詐欺が報告されています。

定額減税や給付金について、国税庁(局)や税務署、都道府県や市区町村が、電話やメールで個人情報を探ねたり、送金を指示したりすることは一切ありません。安易に返答したり、メールに記載されたURLにアクセスしたりしないよう、ご注意ください。最近ではAI・自動音声による電話で、税金と称して金銭を要求する事例も報告されています。

税金の未払や滞納で 不安を煽る手口

国税庁や国税不服審判所を名乗り、「滞納や未納がある」として税金の督促を装う詐欺もあります。期限を指定してその日までに納めなければ差押えを執行すると脅し、不安を煽りつつ特定サイトに誘導し、個人情報やクレジットカード情報等を入力させる手口です。例えば次の件名でメールが届きます。

- 税務署からのお知らせ【宛名の登録確認及び秘密の質問等の登録に関するお知らせ】
- e-Tax 税務署からの【未払い税金のお知らせ】
- 【重要】滞納した税金がございます
- 【税務署】未払い税金のお知らせ
- 【重要】国税電子申告・納税システム

メールには「発行元:国税庁」などと明記され、

住所や法人番号等も記載されていますが、これらも偽装です。そもそも国税庁等が納付や差押えに関するメールを送信することはありません。

また、e-Tax から送信される「税務署からのお知らせ」を装った詐欺メールの事例もあります。正規のe-Taxからのメールを見分けるポイントは、以下のとおりです。

- ① 送信元表記が「e-Tax (国税電子申告・納税システム) <info@e-tax.nta.go.jp>」である
- ② 宛名登録している場合には、メール本文の宛名に登録した宛名が表示される（「担当者様」「納税者様」といった広く一般的な表現はされない）
- ③ 支払の催促などの内容を含むメールは送信されない

税務調査を匂わせるアプローチ

税務調査の実施を連絡するメールで税務署をかたるアカウントに送金を求めたり、「税務署からのアンケート」や「株取引等に関連して……」と偽り、電話で個人情報を聞き出そうとしたりする手口もあります。

また、税務調査や滞納整理を装って直接自宅等を訪問し、帳簿や金庫を見たり、現金やキャッシュカード等を持ち去ったりする、ニセ税務職員の事例も発生しています。税務職員が税務調査等で訪問する際には、必ず質問検査章と顔写真付きの身分証明書を携帯しています。査察調査等の際は、裁判官が発付した「臨検・捜索・差押許可状」を必ず呈示しています。

不審に思われた場合は、即答を避け、相手の所属部署や氏名、電話番号等を控えた上で、最寄りの税務署にお問い合わせください。

110万円の贈与なら、どちらがお得？

個人間の贈与には、原則、贈与税がかかります。この贈与税の課税方法は、(1) 暦年課税と (2) 相続時精算課税の2つがあります。2024 年分の贈与から一部改正がなされたことで、どちらの課税方法を選択するか改めての検討が必要な場合も……。110万円の贈与を例に考えてみます。

贈与税を計算する2つの方法

(1) 暦年課税

(2) を選択した場合を除き、暦年 (1月1日から12月31日) ごと、受贈者がその年分に贈与を受けた財産の合計額について、原則、次の算式で贈与税額を計算します。

その年分の受贈財産の合計額 - 基礎控除額 (110万円) = 差引金額 (A)

$A \times \text{税率}^* = \text{贈与税額}$

(※) 速算表によるが、贈与者と受贈者との続柄や受贈者の年齢によって適用する税率 (一般税率・特例税率) は異なる

贈与者の死亡により相続が発生した場合、相続等により財産を取得した方は、原則、相続開始前3年以内 (2024年の贈与から7年以内) に贈与を受けた分を相続財産に加算 (生前贈与加算) して、相続税額を計算します。

(2) 相続時精算課税

60歳以上の父母や祖父母等から18歳以上の子や孫等への贈与など、一定の要件に該当する場合、受贈者は贈与者ごとに相続時精算課税を選択できます。選択した場合の贈与税額は、その贈与者ごとに、原則、次の算式で計算します。

相続時精算課税を選択した贈与者 (特定贈与者) からのその年分の受贈財産の合計額 - 基礎控除額 (110万円)^{*1} - 特別控除額^{*2} = 差引金額 (A)
 $A \times 20\% = \text{贈与税額}$

(※1) 2024年分の贈与から適用。特定贈与者が複数ならば按分必要

(※2) 2,500万円 (既に前年以前にこの特別控除額を控除している場合は、残額)

特定贈与者の死亡により相続が発生した場

合、受贈者は、原則、贈与時の価額^{*}を相続財産に合算して、相続税額を計算します。

(※) 2024年分以降の贈与は基礎控除額を超える部分。別途被災特例あり

110万円の贈与ならば？

(1) と (2) どちらを選択すると税金が得になるか、次の例で考えてみましょう。

例. 2024.12: 70歳父から45歳子へ110万円贈与
2026.10: 父死亡で相続発生、子は相続財産を取得

	2024.12 贈与	2026.10 相続 (加算・合算分)
(1)	贈与税額0円	生前贈与加算110万円
(2)	贈与税額0円	相続時精算課税適用財産0円

贈与は基礎控除額以下で、どちらも贈与税額は発生しません。相続での (2) は基礎控除額以下で合算額はなく、(1) より生前贈与加算額に係る相続税額相当分が得となります。

ただし (2) の選択には、次に留意します。

- (2) を選択する場合は、たとえ贈与税の申告書を提出しなくとも、贈与を受けた年の翌年2月1日から3月15日までに、相続時精算課税選択届出書の提出が必要
- 特定贈与者からの贈与は、その後の贈与についても必ず (2) を適用し、(1) への変更は不可

上記例では (2) が得になりましたが、条件次第ではそうとも言い切れません。まずは (2) が適用できるか確認をし、適用可能であれば試算しましょう。そもそも贈与は将来において争族となる可能性も秘めています。十分検討した上で実行する必要があります。

連続する勤務や休憩時間に関するよくある質問

労働時間制度の運用に関して、何日間連続で働かせても問題ないか等、現場から総務に質問が入ることもあるでしょう。以下では、連続勤務や休憩時間に関するよくある質問についてとり上げます。

連続勤務における留意点

大型の受注対応や機械の故障等により、休日出勤をして対応することが必要となり、結果的に休みなく連続した勤務となることがあります。このようなときには、36協定と過重労働対策の両方に目を向ける必要があります。

① 36協定

時間外労働をさせることができる時間数や休日出勤をさせることができる日数等は、36協定で定めており、休日出勤させる場合は、この協定で定めた範囲内とする必要があります。連続出勤の日数に上限はありませんが、36協定の「労働させることができる法定休日の日数」を超えて休日出勤させることはできません。

また、特別条項における1ヶ月の時間数には、時間外労働の時間のみでなく、休日労働の時間数等が含まれるため、休日労働の時間数の管理も必要です。

② 過重労働対策

36協定の範囲内であれば、理論的に休日を与えることなく連続で勤務させることもできますが、36協定の範囲内であっても、過重労働対策は必須です。連続した勤務では、休みが取れないことで、徐々に疲労が蓄積し、健康障害に

つながるリスクが高まります。36協定の内容に関わらず、少なくとも週に1日の休日は確保することが望まれます。

休憩時間

就業規則等では休憩時間を60分と定めているものの、業務の都合等で休憩を取らせることができず、また、短い時間しか取れないこともあります。

休憩時間は、労働時間の途中に取らせる必要がありますが、一括して取らせなければならないという定めはありません。そのため、例えば60分の休憩を午前10分、お昼に40分、午後10分といったように分割することもできます。

一方で、休憩時間は食事の時間や疲労の回復を目的としているため、細かく分割しすぎるとその目的を達成することが難しくなり、従業員の不満にもつながります。休憩の時間帯や長さは、休憩の目的も考えた上での設定が求められます。

休憩時間は事業場全体で一斉に取るのが原則ですが、労使協定を締結することにより、交替で取ることもできます。一斉での休憩時間が確保しづらいようなときには、交替制での実施について検討してみましょう。

労働時間や休憩時間に関する素朴な質問は多いものです。後になって実は労働基準法の違反であったことが発覚することもあるため、事前に現場の管理者から総務に相談してもらえるような体制をつくっていきましょう。

2023年の年末賞与支給状況

今年も年末賞与の季節を迎えます。ここでは参考情報として、厚生労働省の調査結果*から主な産業別に、昨年(2023年)の年末賞与の支給状況をみていきます。

支給額は給与1ヶ月超に

上記調査結果から、2023年の年末賞与支給労働者1人平均支給額(以下、1人平均支給額)などを産業・事業所規模別にまとめると、下表のとおりです。

調査産業計(以下、全体)の1人平均支給額は5~29人が27.5万円で、前年比0.3%の増加です。30~99人は35.1万円で同1.1%の減少となっています。2022年の年末賞与では、ど

ちらの規模も前年より増加しましたが、2023年は増減が分かれました。

全体のきまって支給する給与に対する支給割合は5~29人が1.02ヶ月、30~99人が1.15ヶ月で、どちらの規模も1ヶ月を超えました。

全体の支給事業所数割合は5~29人が65.7%、30~99人が90.5%となっており、6割以上の事業所が年末賞与を支給していることがわかります。

2023年産業・事業所規模別 年末賞与支給労働者1人平均支給額など(1)

産業	支給労働者1人平均支給額(千円、%)				きまって支給する給与に対する支給割合(ヶ月)		支給事業所数割合(%)	
	5~29人	前年比	30~99人	前年比	5~29人	30~99人	5~29人	30~99人
調査産業計	275	0.3	351	-1.1	1.02	1.15	65.7	90.5
建設業	358	3.4	517	-8.1	1.06	1.38	72.7	92.0
総合工事業	348	-4.6	533	-2.9	1.01	1.35	73.6	91.4
職別工事業	293	-2.9	426	-6.5	0.98	1.20	70.2	100.0
設備工事業	433	23.6	517	-17.5	1.23	1.45	74.0	90.4
製造業	286	2.1	391	6.9	0.99	1.23	71.7	93.9
消費関連製造業	193	-4.5	285	10.4	0.80	0.97	60.7	91.1
素材関連製造業	301	4.3	435	6.1	1.00	1.38	77.6	95.7
機械関連製造業	361	3.7	438	7.6	1.17	1.31	76.7	94.8
食料品・たばこ	177	-9.3	279	17.8	0.83	0.96	61.1	93.3
繊維工業	199	5.8	248	-5.0	0.75	0.96	61.7	87.6
木材・木製品	256	-10.7	342	3.1	1.02	1.19	79.9	89.9
家具・装備品	231	11.9	280	-6.7	0.75	0.93	70.3	88.1
パルプ・紙	226	22.9	385	3.3	0.83	1.22	81.0	96.4
印刷・同関連業	218	13.6	335	9.1	0.78	1.05	60.5	87.3
化学、石油・石炭	523	56.7	602	5.0	1.45	1.80	80.4	93.8
プラスチック製品	237	-6.2	331	6.7	0.84	1.06	66.8	96.5
ゴム製品	327	58.2	390	13.4	0.94	1.29	83.1	95.1
窯業・土石製品	342	41.1	428	10.5	1.18	1.34	72.8	100.0
鉄鋼業	324	-9.9	560	1.3	1.05	1.75	76.8	98.1
非鉄金属製造業	334	31.8	499	-0.4	1.22	1.59	67.0	95.8
金属製品製造業	272	-19.7	419	8.4	0.89	1.36	83.1	94.9
はん用機械器具	481	17.5	399	-5.5	1.46	1.27	89.2	95.3
生産用機械器具	316	-4.5	547	3.9	1.05	1.44	85.9	99.4
業務用機械器具	384	34.6	424	-4.3	1.24	1.34	71.7	90.0
電子・デバイス	277	-12.8	369	20.1	0.92	1.20	57.9	82.7
電気機械器具	348	-15.9	397	36.5	1.10	1.35	65.5	96.9
情報通信機械器具	547	17.2	325	-4.6	1.42	1.08	69.3	81.1
輸送用機械器具	370	22.6	404	0.2	1.30	1.17	76.2	98.1
その他の製造業	205	-18.7	303	6.1	0.81	1.03	54.8	90.7

厚生労働省「毎月勤労統計調査」より作成

2023年産業・事業所規模別 年末賞与支給労働者1人平均支給額など(2)

産業	支給労働者1人平均支給額 (千円、%)				きまって支給する給与に対する支給割合(ヶ月)		支給事業所数割合 (%)	
	5~29人	前年比	30~99人	前年比	5~29人	30~99人	5~29人	30~99人
電気・ガス・熱供給等	581	-15.5	767	1.6	1.63	1.83	92.7	92.0
情報通信業	481	25.9	509	-0.7	1.33	1.45	62.5	87.0
情報サービス業	555	13.5	530	-0.5	1.55	1.45	61.7	87.3
映像音声文字情報	450	20.2	715	11.4	1.20	1.65	54.5	87.2
運輸業, 郵便業	294	-10.7	349	7.3	0.93	1.02	57.0	90.7
道路旅客運送業	474	459.4	191	8.4	1.64	0.65	31.6	81.3
道路貨物運送業	221	4.5	306	1.9	0.70	0.92	51.5	90.3
卸売業, 小売業	298	4.0	327	-5.2	1.04	1.02	69.1	88.7
卸売業	490	4.4	589	-4.8	1.47	1.58	83.4	91.3
繊維・衣服等卸売業	315	-21.4	443	38.7	0.97	1.29	91.3	70.0
飲食料品卸売業	419	27.0	454	32.2	1.33	1.29	83.4	90.2
機械器具卸売業	556	-6.6	680	-15.2	1.60	1.87	84.7	90.2
小売業	200	-1.7	147	-2.5	0.82	0.66	63.3	87.1
各種商品小売業	40	-51.8	105	-13.6	0.29	0.58	39.4	100.0
織物等小売業	176	41.6	59	-71.7	0.74	0.46	77.4	37.9
飲食料品小売業	78	6.5	81	-7.6	0.49	0.49	35.5	87.4
機械器具小売業	462	7.6	527	11.5	1.35	1.50	76.2	100.0
金融業, 保険業	542	6.0	607	10.7	1.70	1.59	91.3	90.8
不動産業, 物品賃貸業	451	-7.3	416	-20.9	1.39	1.21	68.4	89.9
不動産業	453	-17.9	415	-15.6	1.44	1.22	68.2	91.1
物品賃貸業	447	37.9	420	-28.9	1.23	1.17	69.1	87.7
学術研究等	456	-1.6	599	2.4	1.35	1.58	74.8	89.1
専門サービス業	424	1.3	488	2.9	1.30	1.36	68.6	86.2
広告業	249	-8.3	424	13.6	0.88	1.18	54.6	71.0
技術サービス業	451	3.3	608	2.6	1.33	1.60	79.3	91.2
飲食サービス業等	46	-9.6	67	7.2	0.38	0.39	41.9	83.6
宿泊業	98	-43.6	113	7.4	0.68	0.60	50.2	81.0
飲食店	32	-14.5	52	16.8	0.30	0.31	38.3	84.1
持ち帰り・配達飲食	88	19.7	121	-14.3	0.53	0.61	54.8	84.3
生活関連サービス業等	124	-7.7	178	2.4	0.61	0.77	45.6	81.6
娯楽業	103	-12.6	162	-9.0	0.56	0.76	55.6	86.2
教育, 学習支援業	333	-11.7	620	1.2	1.30	1.86	70.1	98.8
学校教育	483	0.1	633	0.8	1.71	1.89	82.4	99.3
他教育, 学習支援	170	-30.8	476	6.4	0.99	1.49	63.1	92.4
その他のサービス業	348	6.5	297	25.7	1.15	1.02	69.6	83.9
廃棄物処理業	235	-22.1	386	3.7	0.91	1.20	79.0	97.8
自動車整備等	408	-3.0	564	16.2	1.19	1.48	71.2	90.9
職業紹介・派遣業	227	0.0	137	23.1	1.10	0.73	71.1	56.1
他の事業サービス	371	30.9	284	41.8	1.10	0.93	64.0	87.5

厚生労働省「毎月勤労統計調査」より作成

産業別の状況

次に産業別の1人平均支給額をみると、5～29人は電気・ガス・熱供給等の58.1万円が最も高くなりました。機械器具卸売業と情報サービス業も55万円を超えました。30～99人も、電気・ガス・熱供給等が76.7万円が最も高い状況です。映像音声文字情報も70万円を超え

ています。

きまって支給する給与に対する支給割合は、どちらの規模も学校教育が最も高くなりましたが、2ヶ月には届きませんでした。

支給事業所数割合は30～99人で100%となる産業がありますが、5～29人では90%台が最高となっています。今年の年末賞与はどのような結果となるのでしょうか。

※厚生労働省「毎月勤労統計調査」

日本標準産業分類に基づく16大産業に属する、常用労働者5人以上の約200万事業所から抽出した約3.3万事業所を対象にした調査です。支給労働者1人平均支給額は、賞与を支給した事業所の全常用労働者についての1人平均賞与支給額です。きまって支給する給与に対する支給割合は、賞与を支給した事業所ごとに算出した、きまって支給する給与に対する賞与の割合(支給月数)の1事業所当たりの平均です。支給事業所数割合は、事業所総数に対する賞与を支給した事業所数の割合です。他の規模のデータなど詳細は、次のURLのページ内の全国調査(年末賞与の結果)から確認いただけます。

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/30-1a.html>

年末年始の休みを取引先へ通知するとともに、取引先の休みを確認し、納期忘れ、資金の回収もれがないように心がけましょう。

01 年末調整の実施



そろそろ資料を回収し、添付もれのチェックや入力作業を行っている方も多いことでしょう。従業員数の多い会社では、作業スケジュールを作成し、進捗管理をしておくことが重要です。

02 源泉徴収票等の法定調書関係の作成



給与計算の他、源泉徴収は1月からまた新しい年度がスタートします。記載事項に変更がないかどうか、必ず新年度の扶養控除等申告書で確認しましょう。

また当年分の締めくくりとして、給与所得の源泉徴収票の作成と交付、その合計となる法定調書合計表の作成（提出期限は2025年1月31日）に向けた準備を早めに行いましょう。

03 賞与支払届の提出



賞与を支払ったときは、「賞与支払届」を5日以内に年金事務所（健康保険組合に加入している場合は健康保険組合）へ届け出る必要があります。

04 マイナンバーカードと健康保険証の一体化による健康保険証の廃止



2024年12月2日以降、健康保険証の新規発行が終了します。従来の健康保険証は2025年12月1日まで使用できますが、それ以降についてはマイナ保険証または資格確認書となります。大きな影響をもたらす制度改定となりますので、詳細を把握しておきましょう。

05 仕事納めの段取り確認



仕事納めまでの段取り、大掃除の役割分担、時間配分、廃棄物処理の依頼などの最終確認をしましょう。納会を行う場合は、場所の手配や、飲食物の用意などをします。また取引先に年末の挨拶回りに行く場合は、この1年間に取引先に弔事がなかったかどうか再確認し、失礼のないようにします。また休暇中の緊急連絡先、その他注意事項を社内に通知するとともに取引先への年末年始休暇のお知らせ、郵便物の配達休止の手続き、戸締りなどの保安措置もしましょう。

一方で、取引先の年末年始の休暇がいつになるのかを確認し、在庫調整や資金回収もれがないように心がけましょう。

06 お歳暮、年賀状の送付



あらかじめ手配しておいたお歳暮、年賀状を送付します。年賀状は元日に届くように、25日頃までには投函するようにしましょう（引受は12月15日から開始）。

07 年始の準備



年始行事の段取りを確認しましょう。

- 初出（式）・・・ 場所の確保、集合時間、挨拶の依頼、式次第の確認
- 年間カレンダー・・・ 年間行事の確認と、カレンダー作成
- 年始挨拶回り・・・ 挨拶先の確認

今月は、賞与の支給、年末調整、年末年始の休み等で資金繰りが窮する時期です。計画の確認をしつつ、日単位で資金繰りを管理しましょう。多くの会社で繁忙が予想されますので、体調にはくれぐれもお気をつけ下さい。

日	曜日	六曜	項目
1	日	大安	
2	月	赤口	
3	火	先勝	障害者週間（～12月9日）
4	水	友引	
5	木	先負	
6	金	仏滅	
7	土	大安	大雪
8	日	赤口	
9	月	先勝	
10	火	友引	●源泉所得税・復興特別所得税・住民税特別徴収分の納期限（11月分）
11	水	先負	
12	木	仏滅	
13	金	大安	
14	土	赤口	
15	日	先勝	
16	月	友引	
17	火	先負	
18	水	仏滅	
19	木	大安	
20	金	赤口	
21	土	先勝	冬至
22	日	友引	
23	月	先負	
24	火	仏滅	
25	水	大安	
26	木	赤口	
27	金	先勝	
28	土	友引	
29	日	先負	
30	月	仏滅	
31	火	赤口	●健康保険・厚生年金保険料の支払期限（11月分）（1月6日期限）